

国空航第1710号

国空機第1036号

平成30年12月4日

一般財団法人日本航空協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機安全課長



### 超軽量動力機等の安全確保及び安全意識向上の徹底について

超軽量動力機等に関しては、これまでも運航の安全確保及び航空法（昭和二十七年法律第百三十一号、以下「法」という。）上必要な許可の取得について貴協会を通じて広く周知徹底を図ってきたところです。

しかしながら、最近においても超軽量動力機等による航空事故等が目立って発生しており、超軽量動力機の事故等に関しては約7割が航空法上必要な許可を取得せずに飛行、又は飛行許可範囲外を飛行している状況です。本年に入っても既に4件の航空事故（うち2件が死亡事故）が発生し、特に11月3日に茨城県行方市次木付近で発生した超軽量動力機の墜落事故については、現在運輸安全委員会で原因調査中ですが、その墜落地点が法第11条ただし書及び法第28条第3項の許可の条件である飛行範囲（出発地を中心とした半径3km以内の空域）を逸脱していたことが判明したため、12月4日付で東京航空局より当該運航者が所属する飛行クラブに対し厳重注意を行い、法令違反及び不十分な安全措置に至った背景や原因、類似事例の有無の調査、再発防止策の検討を指示したところです。

このような状況に鑑み、航空局としては、超軽量動力機等の運航者、場外離着陸場の管理者等の関係者向けのリーフレット等の内容を別添のとおり見直すとともに、既に航空局ホームページに掲載しております。

つきましては、貴協会におかれましても、別添のリーフレット等を活用するなどして、傘下の団体・関係者等に対して、下記のとおり超軽量動力機等の安全確保及び安全意識向上のための指導・周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

### 記

1. 超軽量動力機の安全確保を図るため、以下の措置を含め、必要な対策に万全を期すこと
  - (1) 航空法上必要な許可を取得するとともに、法令、許可条件等を確実に遵守すること
  - (2) 設計者・製造者の定めるところに従って、適切に組立・点検・整備を行うこと
  - (3) 機長は、出発前の確認（整備状況、気象状態、燃料の搭載量等）を適切に実施し、少しでも安全に飛行できないおそれがあるときは飛行を中止すること。また、運航中も気象や機体の状況等を常に注意するとともに、航空機の運動特性を十分留意して急激又は過大な操作は避けること。
  - (4) 自らの操縦技能の振り返り、安全情報の収集、飛行クラブ内や他の運航者との意見交換等を通じて、操縦技量の維持向上や安全意識の徹底を図ること
2. 安全管理者は、超軽量動力機等の運航者に対し、その運航状況を適確に管理するとともに、上記1の対策が適切にとられていることを確認すること
3. 航空法上必要な許可を得ずに飛行するなどの法令違反又はそのおそれがあることを知り得たときは航空局に対して速やかに報告すること。 以上